

# 総論

## 経済連携協定に向けた 規律の策定

1. 本報告書における経済連携協定の位置づけ	431
2. 世界における経済連携の動向	432
(1) 世界全体の概観	432
(2) 主な地域統合の概観と各国等の動向	432
①米州	432
②欧州	436
③アジア太平洋地域	437
(3) 東アジア・アジア太平洋地域の広域経済連携	440
①環太平洋パートナーシップ (TPP: Trans-Pacific Partnership)	440
②東アジア地域包括的経済連携 (RCEP: Regional Comprehensive Economic Partnership)	441
③アジア太平洋経済協力 (APEC)	442
3. 我が国における経済連携の取組	443
(1) 背景	444
(2) 我が国の署名・発効済み EPA/FTA について	445
①日シンガポール EPA	445
②日メキシコ EPA	446
③日マレーシア EPA	446
④日チリ EPA	446
⑤日タイ EPA	446
⑥日インドネシア EPA	446
⑦日ブルネイ EPA	446
⑧日・ASEAN 包括的経済連携 (AJCEP) 協定	446
⑨日フィリピン EPA	447
⑩日スイス SEPA	447
⑪日ベトナム EPA	447
⑫日インド EPA	447
⑬日ペルーEPA	448
⑭日豪 EPA	448
⑮日モンゴル EPA	448

⑯環太平洋パートナーシップ (TPP) (署名済) .....	448
⑰環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 (CPTPP) (署名済)	448
(3) 我が国が交渉中の EPA/FTA について .....	449
①東アジア地域包括的経済連携 (RCEP) (交渉中) .....	449
②日中韓 FTA (交渉中) .....	450
③その他の我が国の EPA/FTA 交渉 .....	450

## 1. 本報告書における経済連携協定の位置づけ

世界全体において、経済連携協定/自由貿易協定(EPA/FTA)の数は増加し続けている。WTOへの通報件数を見ると、1948年から1994年の間にGATTに通報されたRTA(FTAや関税同盟等)は124件であったが、1995年のWTO創設以降、400を超えるRTAが通報されており、2019年1月4日時点でGATT/WTOに通報された発効済RTAは467件に上る<sup>1</sup>。また、投資財産の保護、送金の自由、外資規制への規律等を規定した国際投資協定(IIA)<sup>2</sup>の締結数も世界的に増えている。我が国は、2019年2月現在、20か国・地域との間でEPA/FTAを、29の国・地域との間で投資協定をそれぞれ発効している。

EPA/FTA急増の背景としては、いくつかの要因が考えられる。関税同盟であるEUという巨大な域内市場の成立とその後の拡大は、NAFTA(北米自由貿易協定)やAFTA(ASEAN自由貿易地域)の成立を促した。また、関税同盟やEPA/FTAの成立は、締約国間の貿易が活発化することによって相対的な貿易障壁が上がり、不利益を受ける非加盟国に対し、それら関税同盟・EPA/FTA加盟国と関税同盟・EPA/FTA等の地域貿易協定を締結させるインセンティブをもたらす(EPA/FTAを巡る世界の動きについては、次節「世界における経済連携の動向」を参照)。

EPA/FTAは、特定の地域間で特別な取決めを定める協定であり、国際経済ルール上、WTO体制の原則である最恵国待遇義務の例外として位置づけられている。GATT及びGATSにおいて、物品・サービスに関する地域貿易協定を設立することが例外的に許容される場合についての要件が定められている(第Ⅱ部第16章「地域統合」参照)。

WTOにおけるマルチ(多国間)の通商政策への取組と、二国間又は多国間のEPA/FTAの取組とは、相互に補完しうるものである。各地において進展する経済連携の取組や、アジア太平洋地域でAPEC(アジア太平洋経済協力)において進められている地域協力の取組等は、WTOの多角的自由貿易体制を支え、ひいては世界全体での貿易・投資の自由化に貢献していくことが期

待される。WTOのラウンド交渉と比較して、EPA/FTAでは、関税やサービスの自由化のみならず、WTOがカバーしていない投資ルールの整備、人的交流の拡大など、幅広い分野について、経済実態に即したルール、協定を協定締約国間で機動的に締結することが可能である。

具体的なEPA/FTAの締結によるメリットとしては、以下の点が例として挙げられる。

- i) 貿易障壁の削減に伴い、安価な財・サービスの流入や外資系企業の参入により国内市場の競争が促進され、財・サービスの価格の更なる低下や、製品の差別化が進行し、供給される財・サービスの種類が増える。
- ii) 関税の撤廃、投資の自由化、諸制度の調和等を通じて、重要な市場への優先的アクセスが得られることにより、貿易・投資の機会が拡大するとともに規模の経済による利益を享受することが可能になる。
- iii) 基本的な考え方を共有する国・地域との間で通商ルールの策定を迅速に行うことにより、WTOにおいてルールが形成されていない分野での制度構築を先取りすることが期待できる。また、当該ルールの浸透により、WTOでの同一分野の議論において主導権を確保しやすくなる。

以上のようなEPA/FTAのメリットは、他国に先んじてEPA/FTAを締結することによって得ることができるが、他方、第三国間でEPA/FTAが締結されることになれば、先述の相対的な貿易障壁の上昇により、EPA/FTAを締結していない国やその企業はこれらのメリットから除外されることになる。したがって、WTO体制を支え、かつ、EPA/FTAのメリットを享受することが肝要である。

本報告書の第Ⅰ部、第Ⅱ部では、WTO協定に基づく権利・義務の観点から主要国の貿易政策を評価したが、世界的に急増するEPA/FTAや投資協定で規律されるルールについても、各国政府による遵守を確保するとともに、こうしたルールそれ自体のWTO協定との整合性を確保するよう注視していくことが重要である。

こうした観点もふまえ、第Ⅲ部においては、日本が

<sup>1</sup> WTOウェブサイトより [http://www.wto.org/english/tratop\\_e/region\\_e/region\\_e.htm](http://www.wto.org/english/tratop_e/region_e/region_e.htm)

なお、ここでいうRTAの数は、WTOへの通報要綱に基づき、物品とサービス両方を含むRTAを2つのRTAとしてカウントしたもののだが、当該RTAを1つのRTAと数えた場合、2019年1月4日時点での発効済RTAは291件となる。

<sup>2</sup> 国際投資協定の中でも、二国間の投資協定はBIT(Bilateral Investment Treaty)と呼ばれる。

締結した EPA/FTA 及び投資協定を中心に、国際経済ルールの規律内容を解説し、関連する各国の措置につい

て検討する。第三国間で締結された EPA/FTA や投資協定についても、最近の主要な事例を紹介する。

## 2. 世界における経済連携の動向

### (1) 世界全体の概観<sup>3</sup>

冷戦が終結し、新たな国際経済システムが模索されるなかで、まず欧米が地域経済統合の動きを加速化させた。EU の域内市場統合計画による単一市場の形成（1992 年）、NAFTA 発足（1994 年）を軸として、欧米諸国は、まず経済関係の深い近隣の地域内での貿易・投資の高度な自由化・円滑化により、市場の拡大や生産拠点の効率化を通じた企業収益の改善、国内経済構造の改革等を目指す取組を積極的に推進していった。

その後、WTO シアトル閣僚会議の決裂（1999 年）は、WTO における多国間での自由貿易推進の難しさを顕在化させ、二国間あるいは地域間での EPA/FTA 締結を世界的な潮流として、更に加速させることになった。

また、シアトル閣僚会議以降、EPA/FTA に関して以下三点の新たな傾向が見られるようになる。

第一には、協定において扱われる分野として、関税・非関税障壁の撤廃のみならず、投資、競争、環境、経済協力、人の移動など、新たな分野に関するルールの整備が含まれるケースが増えたことである（従来の FTA の要素に加えて、域内のモノ、サービス、人、資本の移動の更なる自由化、円滑化を図るため、水際及び国内の規制の撤廃や各種経済制度の調和等を行うなど幅広い内容を含む EPA を我が国が結んできたのはその一例）。

近年の EPA/FTA の第二の特徴としては、「地域統合」型の EPA/FTA や広域経済連携の動きが各地域において見られることが挙げられる。WTO のカンクン閣僚会議決裂（2003 年 9 月）後の米州における「地域統合型」の EPA/FTA の進捗は特に著しく、メルコスール（南米南部共同市場）とアンデス共同体が 2003 年 12 月、自由貿易地域創設のための枠組み協定に署名した。また、米国と中米諸国との FTA（米国-中米-ドミニカ共和国自由貿易協定、DR-CAFTA）も 2004 年 8 月に署名され、国ごとに順次発効した。アジア太平洋地域では、2010

年 3 月に TPP（環太平洋パートナーシップ）協定交渉が開始し、2016 年 2 月に署名に至った。その後 2017 年 1 月に米国が TPP からの離脱を通知したが、米国を除く 11 か国での交渉を経て、翌 2018 年 3 月には CPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）が署名に至り、2018 年 12 月に発効した。そのほか、2013 年 3 月には日中韓 FTA 交渉が、2013 年 5 月には東アジア地域全域をカバーする RCEP（東アジア地域包括的経済連携）（ASEAN10 カ国と日中韓印豪 NZ が参加）交渉が、それぞれ開始されている。

第三に、近接しない国・地域間での EPA/FTA を締結する動きが活発化していることが挙げられる。1985 年の米イスラエル FTA を端緒に、EU メキシコ FTA、韓 EU・FTA、米韓 FTA、EU 南アフリカ FTA、EU シンガポール FTA、EU カナダ FTA などが締結されているほか、日本もメキシコ、チリ、ペルーといった中南米諸国と EPA/FTA を締結している。

### (2) 主な地域統合の概観と各国等の動向

本項においては、加速化する各地域の地域経済統合の動きを概説する。日本にとって関わりの深い米州、EU、東アジア・アジア太平洋地域それぞれの地域統合・経済連携の動きを地域ごとに以下概説する。また、米国、EU、中国、韓国をはじめとする各国の地域統合及び主要国との経済連携強化の取組に向けた主な動きを概説する。

#### ①米州

##### (a) 北米自由貿易協定 (NAFTA : North American Free Trade Agreement) の概観の概観及び USMCA (United States-Mexico-Canada Agreement) の概観

<sup>3</sup> 各国・地域別の FTA 締結状況については、WTO や JETRO のウェブサイト上に記載がある。

<http://rtais.wto.org/UI/PublicMaintainRTAHome.aspx>

<http://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/reports/07001093>

カナダ、米国、メキシコの3カ国で構成される北米自由貿易協定 (NAFTA) は、1992年12月に調印され、1994年1月に発効した。同協定は、域内での貿易障害の除去、国際協力の枠組みの確立等を目的とし、モノ及びサービスの通商規則(域内関税・数量制限の撤廃、原産地規則等)に加えて、投資、知的財産権、競争政策の各分野のルールを規定している。

米国トランプ政権は2017年5月18日、貿易促進権限 (TPA) 法の手続にのっとり、NAFTAの再交渉を開始する意向を議会に通知。同年8月16日からNAFTA再交渉を開始。2018年3月までに計7回の交渉会合が行われ、同年4月から5月にかけて3か国による閣僚級会合が数次にわたり実施されたが、米国が目指していた5月中の合意には至らなかった。5月31日、米国はカナダ及びメキシコに対し、米国通商拡大法第232条に基づき鉄鋼・アルミニウムに対する輸入関税を適用すると発表し、翌6月1日から鉄鋼には25%、アルミニウムには10%の関税が適用されることになった。

7月1日のメキシコ大統領選における野党ロペス・オブラドール氏の勝利により、ペニャ・ニエト墨大統領の任期が11月末までであることが確定したことを契機として、8月末から米国・メキシコ間で特に大きな論点とされていた自動車原産地規則を中心に協議を実施した。8月27日に米国・メキシコ間で「初期的な大筋合意 (preliminary agreement in principle)」を発表した。その後、米国はカナダと2国間での協議を行い、9月30日に米国・カナダ・メキシコの3カ国で合意に至った。その際、トランプ米大統領は協定の名称をUSMCA (United States-Mexico-Canada Agreement) に改めると発表した。11月30日、G20ブエノスアイレス・サミットの際に、トランプ米大統領、トルドー加首相、ペニャ・ニエト墨大統領が協定に署名した。

### (i) USMCAの主なポイント

#### (自動車)

・自動車の域内原産地比率は2020年1月1日(または協定発効日)から66%、以降、段階的に引上げ、2023年(または協定発効日から3年後)には75%とする。

・自動車部品の域内原産地比率を3カテゴリーに区分。2020年1月(または協定発効日)から、それぞれ、66%・62.5%・62%とし、以降、段階的に引上げられる。2023年(または協定発効日から3年後)には、75%・70%・65%とする。

・時給16ドル以上の労働生産で製造する割合を40

~45%とする。

・車両に使用される鉄鋼・アルミニウムのうち、70%以上の比率が北米域内原産であることを求める。

※ライトハイザー米通商代表発フリーランド加外相／グアハルド墨経済相宛サイドレター

・米国が通商拡大法第232条に基づき自動車等への関税を賦課する場合においても、①乗用車：年間260万台まで、②ライトトラック：全て、③自動車部品：メキシコは年間1,080億ドル相当、カナダは年間324億ドル相当は除外される

#### (農産品)

・米国とメキシコは、互いに農産物のゼロ関税を維持。

・米国とカナダは、互いに国別関税割当枠(無税)を設定(米国は乳製品及び砂糖、カナダは乳製品、鶏肉及び卵)。段階的に最大19年目まで枠数量を拡大。

・カナダは、協定発効6か月後に、乳製品の供給管理制度における生産者価格の設定方法の一部見直し。

・米国とカナダの間で、関税割当の運用の公平性、透明性の確保に関する規則に合意。

・地理的表示の異議申立て手続きの透明性の強化等、地理的表示に関する新たな規律に合意。

・輸出補助金等、貿易歪曲的政策の削減へのコミットメント等に合意。

#### (知的財産)

・バイオ医薬品のデータ保護期間を10年に延長。

・著作権保護期間を70年に延長。

#### (「非市場経済国」とのFTA)

・締約国が「非市場経済国(注)」とのFTAを交渉する場合、交渉開始3か月前までに通知しなければならない。当該FTAが発効した場合、他の締約国(2か国)は6か月の通知を以て、本協定を終了させ、2か国間の協定に代替可。

(注) 同協定における「非市場経済国」の定義：協定署名時に少なくとも1か国が非市場経済と決定し、かつ、いずれの締約国もFTAを締結していない国

#### (為替)

・国際通貨基金(IMF)協定のもと、国際収支の効果的な調整を妨げるため又は不公正な競争上の優位を得

るために為替相場又は国際通貨制度を操作することを回避するよう義務付けられていることを確認。

・市場で決定される為替相場体制の実現・維持・競争的な通貨の切下げ（外国為替市場への介入を通じたものを含む）を控えること、マクロ経済と為替相場の安定の条件を強固にするファンダメンタルズの強化を規定。

（レビュー及び延長）

・各国の16年延長の意思が確認されない限り、協定発効後16年で終了。協定発効6年目に、各国の延長の意思を確認し、合意されれば自動的に延長。延長決定から6年毎にレビュー。

### （b）南米南部共同市場（MERCOSUR : Mercado Comun del Sur）の概観

1995年1月に発効した南米南部共同市場（メルコスール）は、アルゼンチン、ボリビア、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイ、ベネズエラの6カ国で構成される関税同盟である（ボリビアは2012年12月加盟議定書に署名し、各国議会の批准待ち。ベネズエラは2017年より加盟資格停止中）。域外との貿易協定については、2000年4月にEUとのFTA交渉を開始後、交渉が一時頓挫することもあったが、2016年には2004年以來の物品貿易の市場アクセス、サービス、政府調達等についてのオファー交換が行われ、現在も交渉中である。アンデス共同体とは2003年12月にFTAを締結し、2005年6月のメルコスール首脳会合では、相互に各加盟国を準加盟国として扱っていくことが確認され、南米共同市場の強化を図っている。その他、メルコスールはイスラエル（2009年発効）、南部アフリカ関税同盟（SACU）（2016年発効）、エジプト（2017年発効）、パレスチナ（2011年署名、未発効）ともFTA交渉を終えているほか、2018年には、カナダ、韓国、シンガポール等との交渉を開始した。また、他国とも特惠貿易協定（PTA）交渉及び共同研究等を通じて、将来のFTA交渉の可能性を視野に入れた取組を進めている。我が国との関係では、日・メルコスール経済緊密化のための対話を過去4回開催（2012年、2015年、2016年、2017年）、両国のEPA/FTAの取組について情報交換を行った。

### （c）アンデス共同体（CAN : Comunidad Andina）の概観

1969年に発効したアンデス地域統合協定を1996年に改組して設立されたアンデス共同体は、コロンビア、ペルー、ボリビア、エクアドルの4カ国で構成される関税同盟である（ベネズエラは2006年4月に脱退表明。2005年7月、メルコスール諸国（アルゼンチン、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイ）が準加盟国として参加。チリは2006年9月に準加盟）。域内関税について、コロンビア、ボリビア、エクアドルは1993年までに撤廃し、ペルーは2005年12月末に完全撤廃し、2006年1月、自由貿易市場がスタートした。対外共通関税については、4段階の新対外共通関税を2004年までに適用する予定であったが、加盟国間の利害の不一致や、コロンビア、ペルー、エクアドル3カ国の対米個別FTA交渉が開始したことに伴い、2006年2月のアンデス共同体通商大臣会合において新対外共通関税の発効を2007年1月31日まで停止することで合意された。その後、2014年12月31日まで停止期限の延長を行った。他地域との間では、2007年にEUとアンデス共同体とのFTA交渉が開始されたが、2009年1月からEUとコロンビア、ペルー、エクアドルとの通商協定交渉へと変化し、2010年3月にEUとコロンビア、ペルーとの間でのみ大筋合意し、2012年6月にEU・コロンビア、ペルー通商協定の署名に至った。アンデス共同体域内国と米国との二国間FTAについては、2009年2月にペルーとのFTA、2012年にコロンビアとのFTAが発効した。

### （d）太平洋同盟（Alianza del Pacifico）の概観

2012年6月に署名された太平洋同盟（Alianza del Pacifico）は、メキシコ、コロンビア、ペルー、チリの4カ国によって枠組み条約に署名された地域経済統合協定である。太平洋同盟の構成や参加資格等、太平洋同盟の組織や体制について規定する「太平洋同盟枠組協定」は、2015年7月に発効した。2014年2月に開かれた第8回太平洋同盟首脳会合において、域内関税について92%の品目で即時撤廃、残り8%を最長で17年かけて段階的に完全撤廃することなどを内容とする追加議定書が採択された。

2015年7月には第10回首脳会合が開催され、物品、サービス、資本及び人のより自由な移動を実現するため、深化した統合地域の建設を進展させる決意や、他の統合メカニズムと連携していく意思等を示すパラカス宣言が採択された。

2017年には、準加盟国についての議論が進展した。

太平洋同盟の発足当初から、アジア太平洋との関係強化は基本方針に盛り込まれていたところ、その動きが本格化している。2017年6月にコロンビアで開催された太平洋同盟首脳会合において、オーストラリア、NZ、カナダ及びシンガポールの4か国が、太平洋同盟の「準加盟国」の候補国として、太平洋同盟加盟4か国と包括的自由貿易交渉開始を発表。日本に対しても準加盟国として参加招請が行われている。

2018年の太平洋同盟首脳会合で採択された宣言では、上記4か国との加盟国交渉の進展に満足の意を示すとともに、韓国を次の準加盟国の候補として歓迎し、将来的には、韓国と交渉を開始する旨が記載されている。

### (e) 地域統合に向けた各国の主な動き

#### (i) 米国

米国は1990年代までは、前述の北米自由貿易協定 (NAFTA) 及びイスラエルとの二国間 FTA 以外には FTA を締結していなかったが、2002年通商法 (貿易促進権限 (TPA) を含む) の成立を契機に、チリ、シンガポールをはじめとして FTA 交渉を積極的に展開し始めた。2003年9月の WTO カンクン会合において「ドーハ開発アジェンダ」の中間合意が達成できなかったことにより、この動きを更に加速させた。米国は、FTA を単なる貿易自由化にとどまらず、相手国の貧困からの脱却や経済改革への支援、加えて安全保障やテロ対策の観点からも同盟関係構築のツールとして位置づけている。米国は、中南米、アジア・オセアニア、中東、アフリカと全世界規模で FTA を展開する意図を示している。2018年2月時点で20の国との間で FTA を発効済みである。2006年11月には、APEC 地域におけるアジア太平洋自由貿易圏 (FTAAP) を提案した。2009年11月には、オバマ大統領が環太平洋パートナーシップ (TPP) への関与を表明し、翌12月には米議会へ交渉開始を通知した。2016年2月に署名されたものの、2017年1月に、オバマ大統領にかかわってトランプ大統領が就任したことで、通商政策の方針は大きく転換した。トランプ大統領は、就任直後の1月23日、TPP からの離脱を正式に決める大統領令に署名した (TPP の動きについては3(2)⑯環太平洋パートナーシップの項を参照)。同年8月からはカナダ・メキシコとの北米自由貿易協定 (NAFTA) の再交渉を開始し、2018年11月の署名にいたっている。2018年10月に改正交渉開始に合意した米韓 FTA については、2018年12月に両国により批

准された。また、EU との FTA については、協議が停止していたとの見解が EU 側から出されていたが、2018年10月に USTR が EU と貿易交渉を開始する意思を米議会に通知している。

#### (ii) メキシコ

メキシコは、2019年2月時点で15の EPA/FTA を締結している (日本とは2005年に日メキシコ EPA を発効。詳細は3(2)②日メキシコ EPA の項参照)。韓国との FTA 交渉については、2006年2月から交渉を開始したが、当時韓国が対米 FTA 交渉に注力していたこともあり、2006年6月までの第3回交渉以降、進展がみられず、2007年8月、当初目指していた「戦略的経済補完協定」から FTA に格上げして締結交渉を開始することを発表したものの2008年6月以降は交渉が事実上中断していた。2016年4月に韓国大統領がメキシコを公式訪問し、メキシコ大統領と会談、2016年第4四半期以降をめぐり中断していた FTA の交渉再開へ向けた協議を行うことが合意されたものの、これまでのところ交渉進展についての目立った発表はなされていない。

2000年に発効した EU との FTA については、2013年に包括的な現代化を目指すことで合意。その実現に向け、2016年6月から交渉会合が行われ、2018年4月に EU・メキシコ FTA の近代化にかかる貿易・投資分野について大筋合意を発表した。

#### (iii) カナダ

カナダは2018年2月現在、10の二国間 EPA/FTA を締結している。多国間 FTA は北米自由貿易協定 (NAFTA) と欧州自由貿易連合 (EFTA) (スイス、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン) との FTA を締結している。(日本とは2012年11月に日加経済連携協定 (EPA) の交渉を開始し、2014年11月までに7回の交渉会合を実施。詳細は3(3)④その他の我が国の EPA/FTA 交渉の項を参照。)

「EU カナダ包括的経済貿易協定 (CETA)」については、暫定適用を2017年9月21日から開始した。CETA は EU にとって主要7カ国 (G7) のメンバーと結ぶ初めての自由貿易協定となる。協定全体の正式な発効には、EU 全加盟国における批准手続きが必要となる。

また、2018年3月には Mercosur との FTA 交渉を開始。カナダ政府は進歩的貿易アジェンダの推進にコミットしている。

## ②欧州

### (a) 欧州連合 (EU : European Union) の概観

欧州連合 (EU : European Union) は、経済・通貨統合をはじめとする外交・安全保障政策、警察・刑事司法協力等の分野で協力を進める、欧州の政治経済統合体である。EU の前身である欧州経済共同体 (EEC) は、1952 年に設立された欧州石炭鉄鋼共同体 (European Coal and Steel Community, ECSC)、1958 年設立の欧州経済共同体 (European Economic Community, EEC)、欧州原子力共同体 (European Atomic Energy Community, EAEC または Euratom) の 3 機関が統合し 1967 年に発足した。このうち欧州経済共同体 (EEC) は、「モノ・サービス・人及び資本」の 4 つの移動の自由化を実現した共同市場の創設を目指すもので、1968 年に関税同盟と共通農業政策を完成させた。1993 年には経済・通貨の統合だけでなく、政治的な面での統合も促進させるマーストリヒト条約の発効より、「欧州連合 (EU)」が発足、その後、5 次にわたる拡大を経て、現在では 28 の加盟国を擁する連合体となった。2004 年には、欧州憲法条約を採択したが、2005 年にフランス、オランダにおいて欧州憲法条約批准が国民投票で否決されたため、2007 年 6 月、欧州憲法条約の内容を基本的に継承しつつ、「憲法」的要素を排除した改革条約案の作成に合意し、2007 年 10 月、リスボンにおける EU 非公式首脳会合において、改革条約案が合意された。同年 12 月、改革条約（「リスボン条約」）の署名が行われ、全加盟国による批准を経て 2009 年 12 月 1 日に発効した。

2014 年 5 月の欧州議会選挙を経て、2014 年 11 月には、ルクセンブルクからユンカー欧州委員会委員長が、同年 12 月には、ポーランドからトゥスク欧州理事会議長が就任した。

2019 年 2 月現在、英国の EU からの離脱に向けた手続きが進められている。2016 年 6 月 23 日の英国の国民投票の結果を受け、翌 2017 年 3 月に、英国は EU に対して離脱通知を行い、同年 6 月より英 EU 交渉が開始された。2018 年 11 月に「離脱協定」及び「将来関係に関する政治宣言」が英 EU 間で合意され、英国閣議及び欧州理事会で承認された。離脱協定によれば、2020 年末までの「移行期間」中は、英国には引き続き EU 法が適用される他、EU が第三国と締結した国際条約に拘束されるが、他方で、EU 以外の第三国と、移行期間終了後に発効させる自由貿易協定の交渉・署名・批准が可能である。

「政治宣言」では、ルールに基づく国際秩序を維持することを目指し英 EU 間で協力していくこと等が規定されている。主要内容としては、物品貿易について、英 EU はできる限り緊密な関係を目指し、規制と税関に係る協力によって結合された包括的な自由貿易を創設、関税賦課、数量制限等を回避、規制分野での協力を進め、英国は EU 規制への整合を検討することや、サービス貿易・投資分野について、EU の既決の自由貿易協定を上回る包括的で野心的なアレンジメントを締結する、ビジネス目的に自然人の一時的な入国・滞在を認めること等が規定されている。

### (b) EU の地域統合及び主要国との経済連携強化の取組

EU はこれまで FTA を積極的に推進してきた。1994 年 1 月に、スイスを除く EFTA 加盟国（ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン、及び当時 EU 未加盟だったスウェーデン・フィンランド・オーストリアの計 6 カ国）と、ヒト、モノ、資本及びサービスの自由移動、研究開発、環境等の分野における協力を強化、拡大させた「欧州経済地域 (EEA : European Economic Area)」が発効された。また、地中海諸国との間においても 1970 年代に締結した協定の代わりに、貿易自由化、投資・サービスの自由化を規定した新たな欧州・地中海諸国の自由貿易協定の交渉を進めており、シリアを除く地中海諸国と連携協定を結んで自由貿易協定を創設。現在これをさらに深化させ、サービスや投資、政府調達、規制分野を含めた自由貿易協定を目指している。

1975 年からロメ協定によって経済支援関係を維持していたアフリカ・カリブ海・太平洋諸国 (ACP 諸国) 77 カ国とは、2000 年 6 月にロメ協定を改めてコトヌー協定を締結した。本協定に基づき 2002 年 9 月からは EU と ACP 諸国内の地域統合グループ (アフリカ 4 地域、カリブ海地域、太平洋諸国地域の計 6 地域) との交渉が開始された。

このように EU は、GATT/WTO の多国間貿易交渉による貿易投資の自由化を最優先としつつ、周辺諸国や旧宗主国の関係国との FTA 交渉を推進してきた。しかしながら、WTO ドーハ開発アジェンダ (DDA) の交渉停滞を受け、2006 年 10 月に EU は域内の単一市場の強化とともに対外通商政策に関する考え方を示した政策文書「グローバル・ヨーロッパ」を発表。WTO 体制を全面的に支持しながら、それを補完するものとして、アジ

アを中心とする新興市場開拓に焦点を置き、FTA 交渉を進めていく姿勢を表明した。これに基づき、韓国と 2007 年 5 月から FTA 交渉を開始し、2011 年 7 月に暫定適用した後、2016 年 7 月に発効した。インドとは、2007 年 6 月に交渉を開始したものの、最後に交渉会合が開催されたのは、2013 年である。ASEAN とは、2007 年 5 月に交渉を開始し、これまでに 7 度の交渉を実施したが、2009 年 3 月に交渉を休止し、個別国との交渉へと移行することとなった。ASEAN 各国との FTA 交渉の状況は様々であり、シンガポールとの FTA は 2018 年 10 月に署名され、ベトナムとは貿易・投資協定が妥結、マレーシア、インドネシアとは交渉中である。

アフリカ諸国については、2007 年末までに ACP 内でいくつかの地域統合と中間協定を締結し、経済連携協定の締結へ向けて交渉を行っていたが、合意できたのはカリブ海地域のみだった（2008 年 10 月に調印）。その後、アフリカを 5 地域に分けて見直し交渉を進めた結果、西部アフリカ地域とは 2014 年 7 月に署名を行い、南部アフリカ地域とは 2016 年に暫定適用した。

2015 年には、更に「万人のための貿易」（「Trade for all」）において、貿易における全体戦略を示した。

中南米諸国との関係においては、まず、政治協力も含めたメキシコ・EU 自由貿易協定が 2000 年 7 月に発効した。さらに、2016 年 5 月より、EU との改定交渉を開始した。本協定は、知的財産権や政府調達、競争、投資等を含んだ包括的なものである。市場アクセスに関しては、鉱工業品では 100%、サービスではオーディオ・ビジュアル、航空輸送、海運を除いて自由化した。本協定の発効により、EU は、中南米のみならず NAFTA への足がかりを作ることができた。また、チリとの間でも、FTA を含む経済枠組協力協定を 2002 年 11 月に発効した。更に、EU はメルコスールとの間で 1995 年 12 月に、地域間協力枠組協定に署名した。これをうけて、技術協力の推進、投資促進への法環境整備等を含む包括的な政治経済連携を目指す EU-メルコスール連合協定交渉が、2000 年 4 月に開始され、2012 年に交渉中断していたものの、2016 年 10 月から再開している。EU がメルコスールに対して投資・サービスに関するより大きな譲歩を求めている一方、メルコスールは EU に対して農産物・食品市場の一層開放を求めている。湾岸協力理事会（GCC：バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦）とは、1990 年に FTA 交渉を開始し、交渉の一時中断を経て、2002 年に交渉を再開している。2008 年に

は GCC により交渉が停止され、その後非公式な協議が行われている。

カナダについては、2009 年 10 月から交渉を開始し、2014 年 9 月オタワでのカナダ-EU サミットで交渉を終了した旨宣言した。その後、2016 年 10 月、ブラッセルでの EU カナダサミットで、EU・カナダ包括的経済・貿易協定（CETA）に調印し、2017 年 9 月から暫定適用した。協定を完全に発効させるためには、EU 域内の国家による協定の承認が必要とされている。

米国との FTA については、2013 年 7 月から交渉開始したものの、2017 年 1 月に、マルムストローム欧州委員（通商担当）が、トランプ米政権の誕生に伴って停止状態にあるとの見解を表明していた。しかし、その後通商協議の再検討が進められ、2018 年 7 月の首脳会談において、条件付きの通商協議入りすることで合意した。10 月 16 日に USTR が EU と貿易交渉を開始する意思を米議会に通知したことによって、法的には 2019 年 1 月中旬以降、交渉を開始できることとなった。

### ③アジア太平洋地域

#### （a）ASEAN 自由貿易地域（AFTA：ASEAN Free Trade Area）の概観

AFTA は、1992 年 1 月の ASEAN 首脳会議においてその推進が合意された、東南アジア諸国連合（ASEAN）加盟 10 カ国による自由貿易地域である。1993 年 1 月より、共通実効特惠関税（CEPT：Common Effective Preferential Tariff）制度に基づいて、域内関税を段階的に引き下げることにしており、当初は 2008 年までに適用品目（IL）の域内関税を 0～5%まで引き下げることを目標としていた。しかしながら、その後、1994 年の AFTA 評議会では域内関税引き下げの期限が 2003 年に前倒しされ、1998 年 12 月の ASEAN 首脳会議では、ASEAN 先発加盟国（フィリピン、タイ、マレーシア、シンガポール、ブルネイ、インドネシア）について、引き下げ期限がさらに 2002 年に前倒しされた。加えて、1999 年の AFTA 評議会及び ASEAN 首脳会議では関税引き下げの目標を「0～5%」から「関税撤廃」とした上で、IL の関税撤廃期限を先発加盟国については 2010 年まで、新規加盟国（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）については 2015 年までとすることが宣言された。その結果、先発加盟国の IL 関税引き下げは 2002 年に、IL 関税撤廃は 2010 年に、新規加盟国の IL 関税撤廃は、総品目数の 7%にあたる一部品目を除き 2015 年 1 月に達成された。なお、この一部品目につい

ては 2018 年まで関税撤廃が猶予されている。

また、2007 年 11 月の ASEAN 首脳会議では、法的拘束力のある「ASEAN 憲章」が署名され、AEC の 2015 年までのロードマップである「AEC ブループリント」が発出された。その中で、AFTA-CEPT 協定を包括的な協定として見直すことが記載されており、2009 年 2 月には、CEPT 協定に替わる「ASEAN 物品貿易協定 (ATIGA)」が署名され、貿易円滑化、税関、任意規格・強制規格及び適合性評価・衛生植物検疫・貿易救済措置の 5 分野が追加された。同様に、投資分野についても、ASEAN 投資促進・保護協定 (IGA) と ASEAN 投資地域枠組合意 (AIA) を統合・改定した「ASEAN 包括的投資協定 (ACIA)」が署名された。

そして 2015 年 11 月の ASEAN 首脳会議で採択された ASEAN 共同体設立文書において、2016 年以降もさらなる統合の深化に向けた取組を実施することが表明され、2025 年までの新たなロードマップである「AEC ブループリント 2025」が発表された。AEC ブループリント 2025 においては、ATIGA の更なる強化、ACIA の着実な実施に加え、AFAS を全面的に刷新する ASEAN サービス貿易協定 (ATISA) の交渉加速及び実施が掲げられている。

### (b) ASEAN を巡る動き (「ASEAN+1」の取組)

近年、ASEAN の成長活力を取り込むことによって経済活性化を図るべく、前述の米国及び EU、後述する日本の他にも、中国、韓国、インド、豪州・ニュージーランド (ANZCER) 等が、ASEAN との EPA/FTA 締結への動きを活発化させている。

中国 ASEAN FTA については、2003 年に「包括的経済協力枠組み協定」が発効し、2004 年には、「物品貿易協定」、「紛争解決制度協定」に署名した。2005 年から関税引き下げを開始し、2010 年には ASEAN6 カ国において対象品目の 9 割について関税が撤廃された。また、「サービス貿易協定」は 2007 年に発効、「投資協定」は 2010 年 1 月に発効した。

韓国 ASEAN FTA については 2004 年に交渉開始、8 回の交渉を経て、2005 年 12 月の韓 ASEAN 首脳会談において「包括的経済協力枠組み協定」に署名した。また、同時期に行われた韓国 ASEAN 通商長官会談において「紛争解決協定」に署名し、韓 ASEAN 首脳会談において「包括的経済協力枠組み協定」に署名した。また、2006 年 8 月、「物品貿易協定」に署名 (タイを除く) し、2007 年より関税引き下げを開始した。また、2009 年に「サービス貿易協定」が発効した。2009 年 2 月に

は、タイの物品貿易協定に係る議定書を署名、6 月には投資協定が署名された。韓国及び ASEAN6 カ国は 2012 年までにほとんどの品目で関税が撤廃されている。

2002 年 11 月、ASEAN とインドの初の首脳会談において、双方が経済協力の強化で合意し、貿易・投資の自由化を長期目標とすることなどを決定した。その決定を受け、政府間の作業部会を立ち上げ、2003 年 10 月に枠組み協定に署名した。物品分野において、インド側の自由化除外品目数等について交渉が難航していたが、2008 年 8 月に合意に至り、2009 年 8 月に署名され、2010 年 1 月から発効した。2011 年にフィリピンとカンボジアが批准を済ませたことにより、10 カ国全ての国との発効に至った。また、インドと ASEAN は、2012 年 12 月 20 日、サービスと投資分野の FTA の締結にも合意し、2014 年 11 月に全加盟国間で署名された。

ASEAN—豪・NZ FTA は 2005 年に交渉開始し、2009 年 2 月に署名された。2010 年 1 月に豪州、NZ、ブルネイ、マレーシア等 8 カ国との間で発効し、2012 年 1 月全 ASEAN 諸国との間で発効した。なお、2010 年 5 月から開始された協定見直し交渉が、2013 年 12 月に合意、2014 年 8 月には署名、2015 年 10 月に第一改訂議定書が発効し、原産地規則の統合・簡素化等が図られた。

ASEAN—香港 FTA は 2014 年 7 月に交渉開始し、2017 年 9 月に合意、同年 11 月の ASEAN 首脳会議に合わせて署名された。

日・ASEAN 包括的経済連携 (AJCEP) は、我が国にとって初めての広域経済連携協定である。2005 年より交渉を開始、2008 年以降順次発効しており、現在はすべての参加国との間で発効している (詳細は 3. (2) ⑧ 日・ASEAN 包括的経済連携 (AJCEP) 協定参照)。

### (c) 地域統合に向けた各国等の主な動き

#### (i) シンガポール

シンガポールは積極的に EPA/FTA 締結に向けた動きを展開しており、2017 年までに日本を含む 12 ヶ国、2 地域 (欧州自由貿易連合、GCC) との間で EPA/FTA を発効した。また、ブルネイ、ニュージーランド、チリとの間に、環太平洋戦略的経済連携協定 (P4) を発効させており、TPP 協定交渉を主導した。EU との間では、2010 年 3 月に交渉を開始した EU との貿易・投資協定は、2018 年 10 月に署名に至った。パキスタン、カナダ、ウクライナ等とは現在交渉中である。また、トルコとの FTA については、2017 年 10 月に発効した。

**(ii) タイ**

タイは 2001 年のタクシン政権発足から、各国との経済連携強化に積極的に動き出し、2017 年までに、5 つの EPA/FTA が発効済みである。パーレーン、インドの間では FTA 枠組み協定を締結したが、パーレーンとは GCC が単独での FTA を認めなかったことから頓挫し（タイは GCC との交渉を優先する方針）、インドとは全体交渉を継続中（EH は実施済み）となっている。また、パキスタン、トルコとの交渉は進展が見られるものの、米国、EFTA との交渉は、タイの政治混乱等の理由により停滞している。

なお、2018 年 10 月の日タイ首脳会談など累次にわたって、CPTPP への参加の関心が表明されている。

**(iii) マレーシア**

マレーシアは、2004 年 1 月より開始した我が国との EPA 交渉を契機に、各国との取組を進めており、2017 年までに 7 つの EPA/FTA が発効している（ただしチリは物品のみ。）マレーシアは、TPP 交渉に 2010 年 12 月に正式に参加したほか、2010 年には EU との FTA 交渉も開始し、一時交渉が中断していたが、2015 年 12 月に交渉妥結していた。

**(iv) 韓国**

韓国は 2017 年までに 12 か国・3 地域との間で EPA/FTA を発効しており、エクアドル、イスラエルが交渉中である。一方、日本、メキシコ、GCC、インドネシアとの交渉は中断中である。

2017 年 5 月にムン・ジェイン政権が発足し、同年 7 月に発表した「新政権の経済政策方向」において、新政府通商政策として、メルコスールや EAEU との新規 FTA 交渉及びインドや ASEAN との既存の FTA 改善交渉を進めるとした。なお、メルコスールについては、2018 年 9 月に第 1 回交渉会合が開催された。また、韓米 FTA については、2018 年 3 月に再交渉が妥結し、9 月に署名、12 月に両国によって批准された。

また、韓中 FTA についてはサービス投資分野のフォローアップ交渉の国内手続きを滞りなく推進し、韓中 FTA 履行委員会を通じて、韓国企業の対中貿易投資等の問題点の解消を実現すべく、2018 年 3 月に第 1 回交渉見直し会合を実施した。

**(v) 中国**

中国は、近年、各国地域との経済連携強化を積極的

に推進している。2017 年までに、18 の EPA/FTA が発効済みである。また、スリランカ、モルディブ、イスラエル、ノルウェーとの二国間 EPA/FTA、パキスタンとの第二段階の EPA/FTA や、RCEP、GCC、日中韓でのマルチの枠組みにおける EPA/FTA について交渉中である。さらに 7 か国と、二国間 FTA/EPA についての共同研究を実施中もしくは検討中である。既に発効済みの EPA/FTA のうち、ASEAN、チリ、シンガポールとの EPA/FTA については、アップグレード交渉が完了しており、ニュージーランド、ペルーとの EPA/FTA についてはアップグレード交渉中、スイスとの EPA/FTA については、アップグレードに向けた共同研究に取り組んでいるところである。なお、台湾の間では経済協力枠組協定（ECFA）を発効済みであり、2018 年 12 月には香港との FTA が署名された。

**(vi) インド**

インドは、ASEAN との FTA が 2010 年 1 月に発効した同時に、タイとも同様の協定を締結して FTA 交渉を開始し、2004 年 9 月から 82 特定品目についてアーリーハーベストが実施されている。また、シンガポール、マレーシア、韓国とはそれぞれと包括的経済協力協定（CECA）が発効している。しかし、スリランカとは、2008 年 7 月に包括的経済連携協定（CEPA）の交渉が完了しているものの、署名はまだ行われていない。

また、交渉中の国・地域としては、EU、NZ、カナダ、豪州、タイ、インドネシアなどがある。なお、我が国とは 2007 年 1 月に EPA 交渉を開始し、2011 年 8 月 1 日に発効に至った（3. 我が国における経済連携の取組の項参照）。

また、2004 年 1 月に開催された南アジア地域協力連合（SAARC）首脳会議において、加盟 7 カ国が対象となる南アジア自由貿易圏（SAFTA）枠組み協定に署名、2006 年 1 月に発効に至った。

インドはこの他にも、GCC、南部アフリカ関税同盟（SACU）、BIMSTEC（後述）の間では FTA 枠組み協定、メルコスール、アフガニスタン、チリの間では特惠貿易協定（PTA）を既に締結している。また、インドは、ロシア、中国とも EPA/FTA の共同研究を実施し、報告書をまとめて、検討を行っている。

**(vii) 豪州**

豪州は各国との FTA 交渉に積極的に取り組んでおり、2018 年までに 11 の EPA/FTA が発効済みである。現在

も GCC(2007 年 7 月交渉開始)と交渉を継続している。2011 年 5 月に交渉開始に合意したインドとの FTA については、包括的経済連携協定(CECA)締結に向け両国政府間で交渉が続いており、2014 年 11 月のモディ印首相訪豪時に、首脳レベルで 2015 年中の交渉妥結を目指すことで一致したが、2015 年 9 月以降、交渉会合は開かれていない。インドネシアとは、2010 年 11 月に FTA 交渉開始に合意し、2012 年 9 月に CEPA 交渉を開始、2018 年 8 月には、両政府が実質的な妥結を宣言した。EU とは、2018 年 6 月に、FTA 交渉が開始した。独、仏等の主要国とは、2019 年までに豪州と EU の FTA 交渉妥結を目指すことで一致している。英国とは、2016 年 11 月に EU 離脱後の英豪 FTA 締結に向け、建設的な議論を行うことで合意した。香港とは 2018 年 11 月に、FTA 交渉が妥結に至った。2018 年 2 月にはペルーとの FTA を署名した。また、2017 年 6 月には、太平洋同盟(メキシコ、コロンビア、ペルー、チリ)との FTA 交渉を開始した。

### (viii) ニュージーランド

ニュージーランドは、2018 年までに 10 つの CEP/FTA を発効している。しかし、GCC との間では、2009 年 10 月に FTA 交渉に最終合意したにも関わらず、署名には至っていない。また、インドとは、2010 年 4 月交渉開始したものの、2015 年 2 月以降、交渉会合は開催されていない。一方、2018 年 7 月には、EU と交渉を開始し、交渉を迅速に進め、2 年以内に交渉を妥結することを目指すことで合意した。また、中国とは、2008 年に二国間 FTA が署名されたものの、2016 年より税関手続きや電子商を含む、協定の 9 つの分野における再交渉が開始された。また、豪州と同様に、太平洋同盟(メキシコ、コロンビア、ペルー、チリ)と FTA を交渉しており、年内の妥結を視野に、交渉を加速化させている。

英国とは 2017 年初旬より市場アクセス等の相互利益に係わる通商問題を含む二国間貿易政策対話を実施している。

### (ix) 南アジア自由貿易圏(SAFTA)

2004 年 1 月南アジア地域協力連合(SAARC)首脳会議が開催され、加盟 7 カ国(インド、パキスタン、バングラデシュ、スリランカ、ネパール、ブータン、モルディブ)が対象となる SAFTA 枠組み協定に署名し、2006 年 1 月に発効している。2007 年末までに、一部の

例外品目を除き、非 LDC 国(インド、パキスタン、スリランカ)が最高税率を 20%に削減、LDC 国は同様に 30%まで削減し、インドおよびパキスタンは 2012 年末までに 5%以下に引き下げ、スリランカは 2013 年末までに 5%以下に引き下げた。

### (x) ベンガル湾多分野技術経済協力イニシアティブ(BIMSTEC)

BIMSTEC は、バングラデシュ、インド、ミャンマー、スリランカ、タイ、ネパール、ブータンの計 7 カ国で構成されている。2004 年 2 月、バングラデシュを除き、FTA 枠組み協定を締結し、同年 6 月、バングラデシュを含めて再調印した。関税譲許や税関協力、サービス、投資についてこれまでに 21 回の交渉が行われており、2018 年 11 月 18 日、19 日に行われた 21 回目の交渉では、物品関税にかかる協定・税関協力等に係る協定・紛争解決にかかる協定について、案文確定に向けた大きな進展があった。また、同交渉においては、投資・サービス・貿易円滑化にかかる協定についても、進展が見られた。

## (3) 東アジア・アジア太平洋地域の広域経済連携

本項では、上記で述べてきた経済連携に加え、東アジア・アジア太平洋地域の広域経済連携の動きに関して概説する。

### ①環太平洋パートナーシップ(TPP : Trans-Pacific Partnership)

2005 年、シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイの 4 カ国は、環太平洋戦略的経済連携協定(Trans-Pacific Strategic Economic Partnership : P4)に署名した。P4 は、原則として 2015 年までに 100%の関税を撤廃するという高いレベルの自由化を指向した FTA であり、また、サービス、知的財産制度、協力等の幅広い項目を備えたものであった。

2008 年 3 月、米国は P4 で積み残しとなっていた投資ルールと金融サービス交渉に参加し、その後 9 月には交渉対象を全分野に拡大することを表明した。11 月にペルーにて開催された APEC 閣僚会議の際には、豪州、ペルーが参加を表明し、続いてベトナムも将来における参加を前提としたメンバーという位置づけで関与を表明した。

その後正式な交渉が開始されないまま1年近くが経過したが、2009年11月、オバマ米大統領が関係国と連携(engage)していくことを発表、12月には議会に交渉開始を通知した。これを受け、新たな協定の締結を目指して、2010年3月にP4の4カ国に米国、豪州、ペルー、ベトナムを加えて第1回TPP協定交渉会合が豪州にて実施された。2010年10月の交渉会合からはマレーシアが新規交渉国に加わるとともに、同年12月の交渉会合からはベトナムが正式に交渉参加国となった。また、交渉参加への関心を表明していたカナダ及びメキシコについては、2012年10月にTPP交渉への参加が正式に認められた。

(日本のTPP交渉参加以降に関する経緯の詳細は3.

(2)⑩環太平洋パートナーシップを参照)

## ②東アジア地域包括的経済連携(RCEP:Regional Comprehensive Economic Partnership)

東アジアの経済統合/政治協調を目指す動きは、1991年のマレーシアの東アジア経済協力(EAEC)構想を端緒としている。アジア通貨危機が発生した1997年には第1回ASEAN+3首脳会議が開催(以後常設化)され、第3回ASEAN+3首脳会議において今後の東アジアにおける協力の基本方針を定めた「東アジアにおける協力に関する共同声明」が発出された。また、2001年に東アジアビジョングループ(EAVG)が共同体実現に向けた基本理念や制度化の方向性についてASEAN+3首脳会議へ報告し、2002年には東アジアスタディーグループ(EASG)が短期的に実現すべき17項目、中長期的に実現すべき9項目の具体的方策について報告したことで東アジア共同体形成への機運が高まった。EASG報告は、中長期的に実現すべき項目として「東アジア自由貿易地域(EAFTA)」を挙げており、2005年4月、専門家によるEAFTAの実現可能性に係る研究会が開始され、2006年7月、ASEAN+3によるFTAの構築に向け政府間協議を開始すべきとする報告書をまとめた。同年8月のASEAN+3経済大臣会合でこれを報告したが、政府間協議を時期尚早とする意見が多く、2007年1月の首脳会議で専門家による第2フェイズ研究の継続が決まった。同研究は2007年5月より開始され、2009年8月のASEAN+3経済大臣会合及び同年10月の首脳会合で最終報告され、民間研究提言の政府間検討の開始に関する経済大臣会合の決定を歓迎した。

これと並行する形で、ASEAN+6に関する構想も進められてきた。2005年12月、前年のASEAN+3首脳会議

の合意に基づき、ASEAN+6を参加国とする「東アジア首脳会議(EAS)」が初めて開催され、EASの定期開催や、EASがこの地域における共同体形成に「重要な役割(significant role)」を果たすことなどを確認する共同宣言が発出された。日本は、2006年8月、ASEAN+6の経済実態としての結びつきが強まり、ASEANと日本・中国・韓国・インド・豪州及びニュージーランドとの「プラス1」EPA/FTAの取組が進展したことから、16カ国での広域経済連携構想「東アジア包括的経済連携(CEPEA)」の専門家研究を提案した。2007年1月にはフィリピン・セブ島で第2回EASが開催され、CEPEA民間研究の立ち上げが歓迎されたほか、EASの枠組みにおける初めての協力として日本からエネルギー分野での提案等が行われた。2007年11月にシンガポールで開催された第3回EASでは、「東アジア・ASEAN経済研究センター(ERIA)」の正式設立の合意がなされた。

2009年8月のASEAN+6経済大臣会合及び同年10月の第4回EASにおいて、民間研究の成果を政府間で議論・検討するとの決定を歓迎し、EAFTA構想と同時並行で政府間の議論に移行すべきことが確認された。

2009年から貿易円滑化の4分野(原産地規則、関税品目表、税関手続、経済協力)の政府間でのワーキング・グループが設置され、ASEAN及び対話国との間で、CEPEA、EAFTA等の広域的FTAの実現に向けて、5つのASEAN+1FTAの比較、分析が行われ、報告書がとりまとめられた。これらの4分野の実質的議論が進展したことを受け、2011年8月のASEAN経済大臣関連会合において、我が国と中国は共同で「東アジア自由貿易地域(EAFTA)及び東アジア包括的経済連携(CEPEA)構築を加速化させるためのイニシアティブ」として、貿易・投資の自由化に関する3つ(物品、サービス、投資)の作業部会を新たに設立することを提案した。日中による共同提案はこれが初めてであり、ASEAN及び対話国(日中韓印豪NZ)の閣僚により歓迎された。

同年11月の第6回東アジア首脳会議においては、貿易円滑化に関する4つの作業部会の最終報告が歓迎されるとともに、日中共同提案を踏まえ、貿易・投資の自由化に関する作業部会を設立することが首脳レベルで合意された。まずは、2012年の早期に物品貿易の作業部会が立ち上げられることとなった。また、ASEAN側から、これまでのEAFTA、CEPEAの取組を踏まえ、今後の地域的経済統合のあり方の一般原則を定めた「東アジア地域包括的経済連携」(RCEP:アールセップ)

の枠組みの提案があり、歓迎された。

その後、2012年8月のASEAN+FTA パートナース経済大臣会合において、RCEPの「交渉の基本指針及び目的」をとりまとめ、11月の首脳会議における交渉立ち上げを目指すことで合意した。同年11月には、ASEAN 関連首脳会合において、RCEP 交渉の立上げが宣言された。2008年6月に設立されたERIAにおいても、ASEANと日本・中国・韓国・インド・豪州及びニュージーランドとのASEAN+1FTAの進捗状況や将来的な課題等の分析を行っており、東アジア地域全体をカバーする経済統合に向けた本取組は2015年8月のEAS経済大臣会合でも賞賛されている。(RCEP交渉に関する経緯の詳細は3.(3)②東アジア地域包括的経済連携を参照)

### ③アジア太平洋経済協力 (APEC)

APECは、日本と豪州が主導して1989年に創設したアジア太平洋における地域協力枠組みである。1994年にインドネシアのボゴールにて開催された首脳会議では、先進エコノミーを2010年(途上エコノミーは2020年)までに自由で開かれた貿易・投資を達成することを目標として掲げた(ボゴール目標)。

また、2006年のAPEC首脳会議では、米国の働きかけもあり、長期展望としてのアジア太平洋の自由貿易圏(FTAAP)を含む、地域経済統合を促進する方法及び手段について更なる研究を実施することで合意し、それ以降、APECにおける地域経済統合に関する議論が急速に進展した。翌2007年及び2008年のAPEC首脳会議では、既存の二国間及び多国間のFTAについての研究等についての議論が行われ、今後も継続して検討していくことが合意された。

2010年には、我が国はAPEC議長国として一連の会合を主催し、その成果として「緊密な共同体」、「強い共同体」、「安全な共同体」を目指す「横浜ビジョン」がまとめられた。その中で、2010年時点においてボゴール目標の達成に向けた顕著な進展を遂げたことを報告するとともに、2020年のボゴール目標達成に向けて地域経済統合の取組を今後とも推進していくことが確認された。また、アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)の実現に向けて具体的な手段をとることとされ、ASEAN+3、ASEAN+6、及び環太平洋パートナーシップ(TPP)等の現在進行している地域的な取組などを基礎として更に発展させることにより、包括的な自由貿易協定として追求していくことに合意した。FTAAPの実現の過程において、APECは、FTAAPに含まれるべき「次世代

型」の貿易・投資の問題を規定・整理し、対処することに重要な役割を果たすことにより、FTAAPの育ての親(インキュベーター)として、貢献することとされた。

地域経済統合に向けた取組としては、FTAAPに含まれるべき次世代貿易・投資課題について、2011年に「効果的、無差別かつ市場主導のイノベーション政策の推進(イノベーションと貿易)」と「中小企業のグローバル生産網への参加強化」について共通原則を策定した。特に「イノベーションと貿易」の論点については、日本は米国と連携しつつ積極的に関与し、上記原則中に「企業間の技術ライセンス契約への政府の不干渉」や、「政府調達の入札に、国内企業が有利となるような参加資格設定の抑止」という要素を盛り込むことに成功した。

また、2012年の首脳会議で、グリーン成長及び持続可能な開発に直接的かつ積極的に貢献する「APEC環境物品リスト」(太陽光発電パネル、風力発電設備を始めとする54品目から構成)に合意し、2011年のAPEC首脳会議における合意(ホノルル宣言)に従い、各エコノミーにおける実行関税率が、2015年末までに5%以下に引き下げられることとなった。環境物品の関税引き下げは、WTOの場でも2001年のドーハ・ラウンドの立ち上げ以降、議論が行われてきたが、ドーハ・ラウンドの停滞する中で、これをAPECで合意できたことは、APECが域内の貿易・投資の自由化推進に果たす役割を実証する顕著な成果であると言える。また、APECでの合意が、WTOにおける環境物品自由化への取組に新たな弾みを与えることとなった。

2013年のAPEC首脳会議では、多角的貿易体制の支持及びボゴール目標の達成などについて議論が行われた。多角的貿易体制の支持については、同年12月の第9回WTO定期閣僚会合(MC9)に向け、バリ・パッケージの早期合意の必要性・緊急性を共有し、多角的貿易体制とMC9を支持する独立文書を発出した。

2014年のAPEC首脳・閣僚会議では、多角的貿易体制、FTAAPを始めとする地域経済統合の進展等について議論が行われた。

多角的貿易体制については、WTOの交渉機能を取り戻すように呼びかけるなどし、多くの閣僚からの支持を得た。FTAAPについては、TPP、RCEP等この地域での既存の取組を礎として可能な限り早期にFTAAPを確立するため、「FTAAP実現に関する議題に係る共同の戦略的研究」の開始等を内容とする「FTAAP実現に向け

た APEC の貢献のための北京ロードマップ」に合意。また、製造業関連サービスを次世代貿易投資課題と位置づけ、貿易の自由化・円滑化に向け、2015 年中に行動計画を作成することに合意した。

2015 年の閣僚会議・首脳会議では、多角的貿易体制、FTAAP を始めとする地域経済統合の進展、サービスにおける地域協力等に関する議論が行われた。多角的貿易体制については、2015 年 12 月のナイロビでの第 10 回 WTO 閣僚会議の成功に向けた独立文書を発出し、貿易円滑化協定の早期批准を促すほか、あらゆる形態の保護主義への対抗を再確認、ITA 拡大交渉のステージングの議論の早期終結に向けた努力を歓迎した。地域経済統合の進展については、FTAAP が質の高いものであるとともに次世代貿易投資課題に対処すべき等とする「FTAAP への道筋」のビジョンが再確認された。これに関連し、TPP 交渉の大筋合意等の進捗に留意し、また RCEP 交渉の早期妥結を慫慂した。サービスについては、「APEC サービス協力枠組み」が策定され、APEC におけるサービス協力の原則や方向性が示されたほか、2025 年までに取るべき行動、達成すべき指標及び目標を含めたロードマップを 2016 年に策定することが決められた。また、製造業関連サービス及び、環境サービスの各行動計画が承認された。

2016 年の閣僚会議・首脳会議では、地域経済統合の推進、零細・中小企業の近代化等に関する議論が行われた。地域経済統合の推進については、FTAAP の最終的な実現に向けたコミットメントを再確認するとともに、2014 年から開始された「FTAAP の実現に関連する課題にかかる共同の戦略的研究」を承認し、同研究に係る提言を「FTAAP に関するリマ宣言」として採択した。また、デジタル貿易の分野については、デジタル貿易に関する作業の次のステップの承認を歓迎されるとともに、APEC 越境プライバシールールシステム

(CBPR) の実施の重要性を確認した。更に、サービスについては、[APEC サービス競争力ロードマップ]が承認された。零細・中小企業の近代化については、裾野産業イニシアティブが歓迎され、2017 年に実施されることとなった。

2017 年の閣僚会議・首脳会議では、ルールに基づいた、自由で、開かれた、公正で、透明かつ包摂的な多角的貿易体制への支持や、レベル・プレイング・フィールドを広げ、市場歪曲措置を是正し、スタンドスティルを 2020 年まで延長する約束をし、あらゆる「不正な貿易慣行」を含む保護主義に対抗すること、WTO の機能改善に向け協同することへのコミット等が確認された。

地域経済統合の深化に関しては、ボゴール目標達成にコミットすること、FTAAP に関する「リマ宣言」と、将来的な FTAAP の実現に向けた技術的作業と関連イニシアティブの前進を支持すること等が確認された。あわせて、質の高いインフラに関連する「インフラ開発・投資のピアレビュー及び能力構築」の進展や「インフラ開発・投資の質に関するガイドブック」の改定開始が歓迎されるとともに、「裾野産業育成ベストプラクティス」完成の歓迎や、デジタル貿易推進の重要性などが確認された。

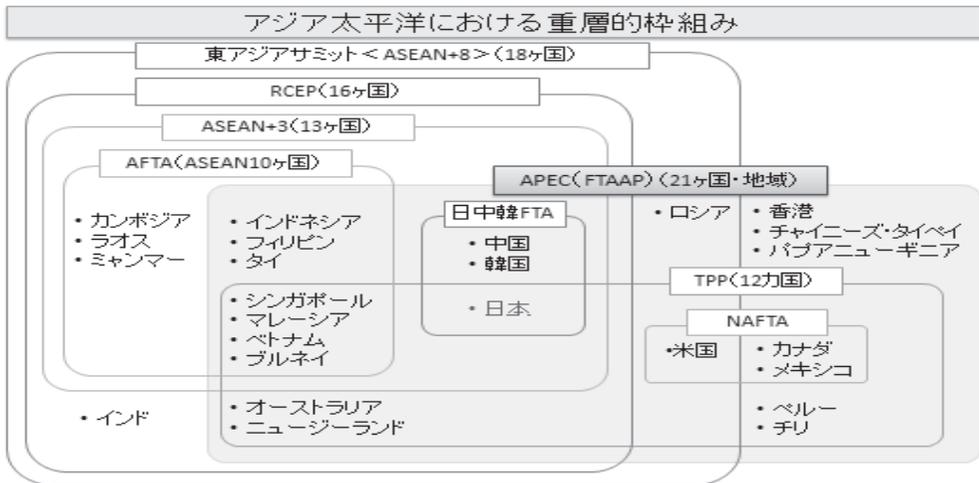
2018 年の閣僚会議・首脳会議では、APEC 発足以来初めて、閣僚宣言・首脳宣言を採択できないまま、会議が終了。数日後、APEC エコノミーの太宗の (prevailing) 見解に関する議長判断を反映したものとして、情報とデータの自由な流通の重要性の強調、自由で、公正で、開かれた方法で貿易を前進させること、FTAAP の取組の歓迎、多角的貿易体制の貢献の確認、WTO の機能改善に向けた協同等を内容とする議長声明が、パプアニューギニアより発出された。

### 3. 我が国における経済連携の取組

我が国は現在、主要な貿易相手国を始めとする幅広い国々と戦略的かつ多角的に経済連携を進めている。2019 年 2 月現在、17 の EPA/FTA が発効しており、また、TPP に署名済みである。また、RCEP、日中韓 FTA を

はじめとした EPA/FTA の交渉を推進中である。

本節では発効済および交渉中の日本の EPA/FTA 他、我が国の経済連携の取組状況を掲載する。



## (1) 背景

21 世紀に入り新興・途上国経済が急速に発展し、世界の名目 GDP に占める新興国の比率は、2000 年の 20. 3%

から 2016 年には 38. 7%に増大<sup>4</sup>した。一方、我が国の相対的地位は趨勢的に低下し、世界の名目 GDP に占める我が国の GDP の割合は 2016 年には 6. 5%となっている<sup>5</sup>。また、世界の貿易構造に目を向けると、我が国を

<sup>4</sup> IMF World Economic Outlook April 2018 より計算

<sup>5</sup> 内閣府「GDP の国際比較」

[http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data\\_list/kakuhou/files/h28/sankou/pdf/kokusaihikaku\\_20171222.pdf](http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data_list/kakuhou/files/h28/sankou/pdf/kokusaihikaku_20171222.pdf)

め東アジアにおいては、域内の最適な工程間分業により構築された生産ネットワークが構築されている。具体的には、我が国や韓国、ASEAN において生産された中間財が、中国に輸出されて組み立てられ、中国から最終財が米国・EU 等の大市場国に対して輸出されるという貿易動向が顕著に見られる<sup>6</sup>。この東アジアでのサプライチェーンの発展にともない、各国は自国に生産拠点を立地させるため、貿易・投資環境の整備に注力している。

貿易・投資環境整備の取組としては、我が国にとって WTO ドーハ開発アジェンダ交渉の妥結を通じた国際貿易ルールの強化が今後とも重要であるが、近年、ドーハ・ラウンドの停滞により、米国や韓国は主要貿易

国との間で高いレベルの FTA 交渉を推進しており、2018 年 12 月時点で、署名済／発効済の FTA の相手国との貿易額が貿易総額に占める割合（いわゆる「FTA カバー率」）が、韓国は 70%弱、米国は 50%に迫る中、我が国の FTA カバー率は約 50%に留まっている。

2010 年秋に我が国が TPP に対する関心を表明<sup>7</sup>して以降、EU との EPA や日中韓 FTA に向けた政府間での協議、ASEAN+3、ASEAN+6 等の東アジア地域での広域経済連携の議論が加速した。このように EPA は相互に推進力となるものであり、引き続き、EU、中国、韓国等、世界の主要貿易国との経済連携に向けた取組を、精神的に進めていくことが重要である。

	シンガポール	メキシコ	マレーシア	フィリピン	タイ	チリ	インドネシア	ブルネイ	AJCEP	ベトナム	スイス	インド	ペルー	豪州	モンゴル	TPP (11)	EU
関税	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
原産地規則	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
AD、相殺措置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
セーフガード	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基準・認証制度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
サービス貿易	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
人の移動	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
知的財産	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
投資	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
競争	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
政府調達	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
貿易円滑化	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
エネルギー	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
労働	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
環境	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
電子商取引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
国家間における紛争解決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ビジネス環境整備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

## (2) 我が国の署名・発効済み EPA/FTA について

我が国は、2019 年 2 月現在、17 の国・地域等との間で EPA/FTA を発効済みである。これらの国や地域との間では、我が国企業は輸出入の際に通常よりも低い関税率（EPA 税率）を適用する事ができる。また、サービス業を行う際の規制を緩和・撤廃、投資環境の整備、ビジネス環境の整備に係る協議の場の設置等を通じ、貿易・投資相手国におけるビジネス環境が改善する。

カバーされている分野は協定ごとに異なり、署名・発効済みの協定が扱っている分野は上記の通り整理できる（分野の整理は本報告書Ⅲ部の章立てに従った。なお、規定の詳細に関しては本報告書Ⅲ部第 1 章以降該当箇所を参照のこと）。

日本の EPA/FTA の歴史は日シンガポール EPA に遡る。2002 年の 11 月の発効後、他の ASEAN 諸国に対し日本

との EPA/FTA 締結への関心が喚起された。2005 年 4 月には日メキシコ EPA が発効、2008 年には日本にとって初の広域 EPA となる、日・ASEAN 包括的経済連携(AJCEP) 協定が発効した。その後もさらに 9 つの EPA が発効している。以下、署名済・発効済 EPA について概説する。

### ①日シンガポール EPA

2002 年 1 月 13 日に署名し、同年 11 月 30 日に発効した。本協定は、我が国最初の経済連携協定として、貿易・投資の自由化・円滑化や経済制度の調和により、域内貿易・投資を拡大し、ペーパーレス貿易や相互承認等の分野で制度の調和を図るとともに、情報通信技術（ICT）や貿易・投資の促進分野で二国間協力を充実させるものである。なお、2006 年 4 月に開始された協定見直し交渉が 2007 年 3 月に議定書署名、同年 9 月に発効に至り、更なる自由化が図られている。

<sup>6</sup> 2011 年版通商白書 (P.96)

<sup>7</sup> 菅総理 (当時) は 2010 年 10 月に第 176 回国会所信表明演説において「環太平洋パートナーシップ協定交渉等への参加を検討し、アジア太平洋自由貿易圏の構築を目指します。」と表明。

## ②日メキシコ EPA

2002年11月より交渉を開始し、2005年4月1日に発効した。本協定により、これまでメキシコへの輸出品に付加されていた平均関税率(約16%(2001年時))の大部分が発効後10年以内に撤廃され、また、投資・サービス、政府調達等の分野で、我が国はメキシコにおいて欧米等諸国と同等の競争環境を得ることが可能となった。なお、2009年に4月に協定見直し交渉が開始され、2012年4月に発効した。これにより、市場アクセスが更に改善し、認定輸出者による原産地申告制度等が導入された。

## ③日マレーシア EPA

2004年1月より交渉を開始し、2006年7月に発効した。

マレーシアには多くの日系企業が現地進出しており、両国の経済的結びつきは深い。したがって、このような両国間での経済連携協定の実現は、部品調達、販売の円滑化を促し、両国間の貿易投資を一層拡大させる効果がある。物品、原産地、サービス、投資、貿易の技術的障害に関する協定(TBT)、協力分野などにおける小委員会も開催されており、EPAの執行が進んでいる。

## ④日チリ EPA

2006年より交渉を開始し、2007年9月に発効した。チリは、我が国と同様に貿易立国として開放的な経済政策を積極的に推進している。政治・経済情勢も安定しており、我が国にとって鉱物資源の重要な供給国でもある。また、チリは、米国、カナダ、EU、EFTA、韓国、中国等、当時既に約50カ国との間でFTAを締結しており、我が国としては、FTA締結済みの他国に劣後しない日系企業活動環境の確保が重要であった。

## ⑤日タイ EPA

2004年2月より交渉を開始、2007年11月に発効した。

本協定の締結により、タイは自動車の一部を除くほとんどの鉱工業品の関税を撤廃し、我が国は、多くの農産品を含む包括的な関税撤廃削減を行った。タイは、ASEAN内では最大級の貿易相手国であるが、日本からの輸出品のほとんどが有税かつ高関税であったため、本協定の発効による関税撤廃のメリットは大きい。また、タイにとって日本は第1位の投資国であり、多く

の日本企業が進出しており(2017年現在、日本商工会議所加盟数が1748社とASEANで最大級)ASEANにおける日本企業の中核的な生産拠点であるため、本協定による製造業関連の投資・サービスの規制を強化しない約束及び緩和の約束もメリットがある。加えて、これら現地進出日本企業が抱えるビジネス上の諸問題を解決するため「ビジネス環境の向上に関する小委員会」を設置し、2017年までに7回開催しており成果が出始めている。このほか我が国は、自動車や鉄鋼等の産業協力、農業協力等を実施している。

2017年8月に開催された第4回日タイEPA合同委員会において協定上規定されている発効後10年目の一般的見直しの開始について両国で合意した。

## ⑥日インドネシア EPA

2005年7月より交渉を開始、2008年7月に発効した。

本協定は、関税の削減・撤廃に加えて、既存の法制度の整合性や各制度の合理的な運用・透明性の確保、投資環境の改善等の効果がある。また、インドネシアは、天然ガス、石油など豊富な地下資源を有しており、本協定にはエネルギー・鉱物資源章が設置されているのが特徴。なお、本協定に基づき、2008年8月からインドネシア人看護師候補者及び介護福祉士候補者を受入れている(入国者数等の詳細は第3章「人の移動」に記載)。

## ⑦日ブルネイ EPA

2006年6月より交渉を開始し、2008年7月末に発効した。

ブルネイは、天然ガスなど、我が国にとって重要なエネルギー供給国のひとつである。日ブルネイEPAでは我が国初の独立したエネルギー章が設置されている。同章にはエネルギー分野において規制措置をとる際の既存の契約関係への十分な配慮、及び相手国への通報・協議の実施、環境への配慮、協力、二国間の協議メカニズムを規定し、エネルギー分野において安定的で両国の利益となるような関係の維持・強化に資する内容となっている。

## ⑧日・ASEAN 包括的経済連携(AJCEP) 協定

ASEAN全体とのEPAである日・ASEAN包括的経済連携(AJCEP)協定は、2004年11月の首脳間での合意に基づき2005年4月より交渉を開始、2008年以降順次

発効しており、現在はすべての参加国との間で発効している。サービス・投資章については2010年10月より交渉が行われ、3年にわたる交渉を経てルール部分について実質合意に至り、2013年12月の日ASEAN特別首脳会議において同成果は各国首脳に歓迎された後、残された技術的論点の調整を行っていた。

2017年11月の日ASEAN経済大臣会合において、AJCEPのサービス貿易・投資に係る改正議定書について、閣僚レベルの交渉終結に合意。2019年2月時点では、改正議定書の早期署名に向けた国内手続を進めている。

AJCEPは、日本とASEANを1つのエリアとして、人口7.7億人、経済規模7兆5千億ドル(2016年)の自由な経済圏を制度化するものであり、ASEANは依然として我が国との貿易・投資関係が東アジアで最も深く、重要な地域である。更なる経済関係の深化の観点、また、既存投資により蓄積されたASEANの資産を有効活用する観点から、非常に重要な意義があるといえる。更に、AJCEPは我が国とASEAN各国との二国間EPAとは法的な優先関係が存在しない全く別個の協定であり、日本とASEAN各国との二国間EPAでは対応が不十分な、日ASEANワイドで行われている経済活動の実態により即した形での産業競争力強化に資する。例えば、日本で製造した高付加価値部品を用いてASEAN域内で最終製品に加工し、その製品を域内輸出する場合には、既存の枠組み(二国間のEPA、AFTA)における特恵を享受できないケースが生じるが、AJCEPで、原産地規則における累積規定が日本及びASEAN域内で適用されることで、本協定における特恵を享受する可能性を提供する。日本とASEAN域内とで複雑な生産ネットワークをもつ日本企業にとってAJCEPは非常に重要である。

#### ⑨日フィリピンEPA

2004年2月より交渉を開始、2008年12月に発効した。フィリピンにとっては初の二国間EPAである本協定は、両国間の物品、ヒト、サービス、資本の自由な移動並びに知的財産、競争政策、ビジネス環境整備等の制度の調和・明確化を促進し、双方の経済活動を発展させるとともに、知的財産、競争政策、ビジネス環境整備、更には人材養成、貿易投資、情報通信技術、中小企業等の分野で二国間協力を充実させる等、二国間における包括的経済連携を推進することを目的としている。また、本協定により、2009年5月から、フィリピン人の看護師候補者及び介護福祉士候補者を受入

れている(入国者数等の詳細は第3章「人の移動」に記載)。

#### ⑩日スイスEPA

2007年9月より交渉を開始し、2009年9月に発効した。日スイスEPAは我が国にとって欧米先進国との初のEPAであり、先進国間EPAのモデルとなり得る高いレベルの内容を実現している。具体的には、物品貿易における質の高い自由化(主要鉱工業品の関税即時撤廃を含む、発効後10年以内で往復貿易額の99%以上を関税撤廃等)、我が国のEPAでは初めて原産地証明制度に関して認定輸出者による自己証明制度の導入、同じく我が国のEPAでは初めて電子商取引章の設置を実現している。その他、投資、サービス、知的財産に関しても高いレベルの成果を得ている。

#### ⑪日ベトナムEPA

2007年1月より交渉を開始し、2009年10月に発効した。ベトナムにとっては初の二国間EPAとなる。

EPA交渉の開始前より、自動車・電子電気関連の製造業をはじめとした日本企業によるベトナムへの投資は増加していたものの、部品・素材等の高い関税率、裾野産業が未発達であること等が課題となっていた。本協定の締結により、ベトナムは、物品貿易分野において、現地製造業が生産に必要とする部品・素材を中心とした関税削減及び撤廃を行い、中国ASEANFTA、韓国ASEANFTAでは譲許していない高い水準の自由化を約束した。他方、日本は鉱工業品分野でほぼすべての品目で関税を撤廃し、農水産品分野についても市場アクセスを改善した。人の移動分野では、ベトナム人IT技術者の移動を促進するため、現行の入管制度の範囲内でIT技術者に関する約束をしたほか、看護師・介護福祉士については、将来的な受入れの可能性に関する協定発効後の協議の結果、2011年10月の日ベトナム首脳会談において受入に係る覚書に署名が行われ、2012年6月に発効した。また、協定において、裾野産業育成の協力等を行うことも規定されている。

#### ⑫日インドEPA

2007年1月に交渉を開始し、2011年8月1日に発効した。

インドは我が国からの輸出品の殆どに対して高関税を課していたことから、関税撤廃により、我が国進出企業の自由な調達活動が可能となる。投資・サービ

分野では、自由で透明かつ安定したルールを策定し、事業環境を整備することが可能となった。インドへの輸出における主要品目とその関税率（2011 年時）は、自動車部品（10%）、鉄鋼製品（5%）、織機（7.5%）などであったが、交渉の結果、自動車部品は、発効後 10 年、鉄鋼製品は 5 年、織機は 10 年で撤廃となる。なお、発効後 10 年間で往復貿易額の約 94% の品目が関税撤廃されることとなる。

#### ⑬ 日ペルー EPA

2009 年 4 月に開催された日ペルー首脳会談にて、日ペルー EPA 交渉開始が合意され、2009 年 5 月に交渉開始し、2012 年 3 月に発効した。ペルーへの輸出における主要な有税品目及び 2010 年時点の関税率は、自動車（9%）、バイク（9%）、テレビ（9%）などであったが、交渉の結果、自動車については即時～発効後 10 年で関税撤廃、バイクについては発効後 9 年で撤廃、テレビは即時撤廃となる。協定発効後 10 年間で往復貿易額の 99% 以上の品目が関税撤廃されることとなる。

#### ⑭ 日豪 EPA

2007 年 4 月より交渉を開始し、2015 年 1 月に発効した。

豪州は我が国にとってこれまでに締結した二国間 EPA のパートナーとしては 2 番目の貿易相手国・地域である。我が国から豪州への輸出額の 3 割未満であった無税品目の割合が、本協定発効時に直ちに 8 割を超える水準になり、残りも発効後 8 年目までにはほぼ全てが関税撤廃される。特に、我が国からの輸出の約半分を占める自動車分野（MFN 税率 5%）では、豪州への完成車輸出額の約 75% が即時に関税撤廃され、残る完成車も、発効後 3 年目（2016 年 4 月）には関税が全て撤廃された。

関税以外でも、天然ガス・石炭など資源・エネルギーの安定供給確保、投資・サービスの自由化、電子商取引・政府調達ルールの整備、知的財産の保護など、幅広い分野で高い水準の合意を実現している。

#### ⑮ 日モンゴル EPA

2012 年 3 月に交渉を開始、2014 年 7 月に大筋合意に至り、2015 年 2 月に署名、2016 年 6 月に発効した。

豊富な天然資源に恵まれるモンゴルと我が国の関係は極めて緊密かつ重要であり、本協定は、今後の両国間の貿易・投資を促進するための重要な枠組みである。また日モンゴル EPA はモンゴルにとって初めての EPA/FTA となり、2010 年 11 月の日本・モンゴル共同声明に掲げる「戦略的パートナーシップ」を一層強化するための重要なステップとなる。

#### ⑯ 環太平洋パートナーシップ (TPP) (署名済)

我が国は、2010 年 11 月 9 日に「包括的経済連携に関する基本方針」（以下「基本方針」）を閣議決定し、12 月から関係国と情報収集等のための協議を開始した。その後、2011 年 11 月の総理の会見において、「TPP 交渉参加に向けて関係国との協議に入る」旨が表明され、翌 2012 年 1 月から TPP 交渉参加国と個別に交渉参加に向けた協議を開始した。

2013 年 3 月 15 日には安倍総理が記者会見を行い、我が国として TPP 交渉に参加することを表明した。

同年 4 月に TPP 参加国の閣僚会議で日本の交渉参加が 11 カ国から承認され、7 月 24 日に、日本はマレーシアで開催中の第 18 回交渉会合の途中から交渉に正式に参加した。その後の交渉を経て、2015 年 10 月に米国アトランタで大筋合意に至り、2016 年 2 月 4 日に署名がなされた。

日本国内においては、TPP 協定及び関連法案は、平成 28 年 3 月 8 日に国会に提出され、平成 28 年 12 月 9 日に TPP 協定が国会で承認されるとともに、関連法案が可決・成立した。その後、平成 29 年 1 月 20 日、協定の寄託国であるニュージーランドに対し、TPP 協定原署名国 12 カ国の中で最も早く国内手続完了の通報を行った。<sup>8</sup>

#### ⑰ 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 (CPTPP) (発効済)

2017 年 1 月に、米国トランプ大統領は前述の TPP から離脱することを参加各国に通知した。その後、3 月には 11 カ国がチリに集まり、閣僚会合を行った。閣僚会合では、11 カ国が今後も結束して対応することを確認する意味で共同声明を発出することとなり、その内容には、① TPP の戦略的・経済的意義を再確認したこと、② 5 月の APEC 貿易大臣会合の機会を利用して閣僚が再び会合を行う準備をするために、政府高官による

<sup>8</sup> なお、米国は、平成 29 年 1 月 30 日に、TPP 協定の締約国になる意図がないことを通知する書簡を協定の寄託国であるニュージーランド及び TPP 加盟国各国に対して発出した。

会合を行い協議すること等が盛り込まれた。

共同声明を踏まえて事務レベルでの交渉を行った後に、5月のAPEC貿易大臣会合の機会に（ベトナム・ハノイ）において、TPP閣僚会合が開催された。閣僚会合では、①早期実現に向けた選択肢を検討すること、②そのために、米国の参加を促進する方策も含めた今後の選択肢の検討を政府高官に指示すること、③選択肢の検討は11月のAPEC首脳会合までに終了させること等が盛り込まれた共同声明が発出された。

7月に日本、8月豪州、9月・10月と日本で首席交渉官会合を開催し、精力的に議論を行った。

11月にはベトナム・ダナンにおいてTPP閣僚会合が開催された。9日の閣僚会合において、新協定の条文、凍結リスト等を含む合意パッケージに全閣僚が合意（大筋合意）。翌10日の閣僚会合で、閣僚合意内容を確認、閣僚声明を作成した。閣僚声明には①11か国によるTPP（以下TPP11）について合意に達したこと、②TPP11が、TPPの高い水準、全体的なバランスを維持していること等が盛り込まれた。

翌2018年1月には、東京で首席交渉官会合が開かれ、11か国間でTPP11の協定文が最終的に確定するとともに、チリにおいて署名式を行うことで各国が合意した。

3月8日、チリ・サンティアゴにおいてTPP11協定の署名を実現。この後、6月28日にメキシコが寄託者であるニュージーランドに対して通報を行った。続く7月6日に日本、7月19日にシンガポール、10月25日にニュージーランド、10月25日にカナダ。10月31日にオーストラリアがそれぞれニュージーランドへの通報を完了させたことで、協定に定める発効に必要な6か国の国内手続きが完了した。なお、ベトナムも11月15日に国内手続きを完了させている。

2018年12月30日、CPTPPはメキシコ・日本・シンガポール・ニュージーランド・カナダ・オーストラリアの6か国間で発効し、2019年1月14日以降はベトナムを加えた7か国間で効力を生じている。また、2019年1月19日には東京で第1回TPP委員会が開催され、今後の新規参加に関する手続について議論、方針が決定された。

### ⑩日EU・EPA（発効済）

日本とEUは、世界の人口の約1割、貿易額の約4割（EU域内を除くと約2割）、GDPの約3割を占める重要な経済的パートナーであり、日EU・EPAは、日EU間

の貿易投資を拡大し、我が国の経済成長をもたらすとともに、世界の貿易・投資のルール作りに寄与するものといえる。

2013年3月に行われた日EU首脳電話会談において、日EU・EPA及び戦略パートナーシップ協定（SPA）の交渉開始に合意した。交渉において、日本側はEU側の鉱工業品等の高関税の撤廃（例：乗用車10%、電子機器最大14%）や日本企業が欧州で直面する規制上の問題の改善等を要望。他方、EU側は、農産品等の市場アクセスの改善、非関税措置（自動車、化学品、電子機器、食品安全、加工食品、医療機器、医薬品等の分野）への対応、地理的表示（GI）の保護、政府調達、持続可能な開発等を要望した。

2017年4月までに計18回の交渉会合が開催された後、同年7月に大枠合意、同年12月には、安倍内閣総理大臣とユンカー欧州委員会委員長が電話会談を実施し、交渉妥結に達したことを確認した。その後、2018年7月17日に署名、同年12月21日に日EU双方は本協定発効のための国内手続きを完了した旨を相互に通告し、2019年2月1日に発効した。なお、投資保護規律及び投資紛争解決手続については別途協議を継続している。

### （3）我が国が交渉中のEPA/FTAについて

本項では、我が国が交渉中のEPA/FTAについて概説する。現在、日本は日EU・EPA、RCEP、日中韓FTAのいわゆる2つの「メガFTA」交渉を進めている。また、カナダ、コロンビア、トルコの3カ国と交渉中である（日韓EPA交渉は2015年2月時点で交渉中断中、日GCC・FTA交渉はGCC側の要請により交渉が延期されている）。以下、これらの背景とともに、現在行われている交渉をそれぞれ概説する。

#### ①東アジア地域包括的経済連携（RCEP）（交渉中）

ASEANと日本、中国、韓国、インド、豪州、ニュージーランドの16ヶ国の枠組みである東アジア地域包括的経済連携（RCEP）については、2012年8月のASEAN+パートナーズ経済大臣会合において、「RCEP交渉の基本指針及び目的」をとりまとめ、11月の首脳会議における交渉立ち上げを目指すことで合意し、同年11月にASEAN関連首脳会合においてRCEP交渉の立ち上げが宣言された。

2013年5月にブルネイで第1回交渉会合が開催されて以降、2019年2月までに25回の交渉会合と14回の閣僚会合(6回の中間会合を含む)が開催されている。2018年11月には、シンガポールにおいて、第2回RCEP首脳会議が開催された。会議後、共同首脳声明が発出され、2018年におけるRCEP交渉の実質的な進展を歓迎するとともに、現代的で、包括的な、質の高い、かつ互恵的なRCEPを2019年に妥結する決意が表明された。また、同共同首脳声明では、交渉の進捗として、これまでに経済技術協力章、中小企業章、税関手続・貿易円滑化章、政府調達章、制度的規定章、衛生植物検疫措置章及び任意規格・強制規格・適合性評価手続章が妥結したことが報告されている。現在、貿易交渉委員会(Trade negotiating Committee)に加え、物品貿易、サービス貿易、投資、知的財産、競争、電子商取引、原産地規則、金融、電気通信、貿易救済等、幅広い分野について交渉が行われている。

広域の経済連携であるRCEPによって、複数の締約国で分業生産される製品も関税優遇を受けられるようにしたり、東アジア地域での原産地規則等のEPA利用手続を統一したりすることができれば、企業による東アジア地域の高度なサプライチェーン構築・国際競争力強化に資するものとなる。また、税関手続・貿易円滑化や電子商取引、知的財産等のルールの一斉化や手続の簡素化によってEPAを活用する企業の負担軽減が図られる。

## ②日中韓 FTA (交渉中)

今後さらなる成長が見込まれるアジア太平洋地域の中で、我が国にとって中国及び韓国の経済は極めて重要な地位を占めている。東アジア全体に展開されるサプライチェーンにおいて、三カ国間で極めて緻密な工程間分業が構築されている。また、特に中国は、巨大な成長市場としてますますその重要性を増している。日本との貿易を見ると、中国及び韓国はそれぞれ我が国の輸出入の21.7%、5.9%を占めており、我が国にとって第1位、第3位の貿易相手国となっている(2017年、財務省貿易統計による)。

2003年から日中韓FTAに関する民間共同研究が行われ、2009年には共同研究の成果も踏まえ、日中韓サミット、日中韓経済貿易大臣会合において、日中韓FTA産学官共同研究を実施することが合意された。その後、2011年12月に3カ国による日中韓FTA産学官共同研究報告書がとりまとめられた。

同報告書は2012年5月の日中韓サミットに報告され、3カ国の首脳は、2012年内の交渉開始につき一致し、同年11月の日中韓経済貿易大臣会合にて、日中韓FTAの交渉開始が宣言された。2013年3月の第1回交渉会合以降、2019年2月までに、14回の交渉会合が開催されている。

## ③その他の我が国のEPA/FTA交渉

### (a) 日カナダEPA交渉(交渉中断中)

日カナダEPA交渉については、2011年3月から2012年1月までに4回の共同研究が開催された後に、2012年3月の日加首脳会談において二国間EPAの交渉を開始することで一致した。第1回交渉会合は2012年11月に行われ、最近では2014年11月に第7回交渉会合が開催された。

### (b) 日コロンビアEPA(交渉中)

2011年9月の日コロンビア首脳会談において日コロンビアEPAの共同研究立ち上げが合意された。これを受け、2011年11月から2012年5月まで共同研究が行われ、2012年7月に報告書がとりまとめられた。

共同研究報告書を受けて、2012年9月に行われた日コロンビア首脳会談にて、両国はEPA交渉を開催することで一致し、同年12月に第1回交渉会合が開催され、2015年8月から9月にかけて第13回交渉会合が開催された。また、2016年11月に行われた日・コロンビア首脳会談において、両首脳は、交渉が最終段階にあり、交渉の早期妥結を目指すことを確認した。

### (c) 日トルコEPA(交渉中)

トルコと我が国とは、2012年7月に第1回日・トルコ貿易・投資閣僚会合を開催し、日トルコEPAの共同研究を立ち上げることにつき合意した。その後共同研究を経て、2014年1月に行われた日トルコ首脳会談にて、両国はEPA交渉を開始することで一致し、同年12月に第1回交渉会合を開催、2019年2月までに計13回の交渉会合を開催した。

日トルコEPAによって、韓国企業などの競合相手との競争条件の平等化を早急に図ることを通じ、トルコへの日本企業の輸出を後押しするとともに、周辺国への輸出・新規参入を狙うハブとしてのトルコの投資環境関連制度の改善を図ることを目指す。

### (d) 日GCC・FTA(交渉延期)

バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦からなる湾岸協力理事会（GCC）諸国とのFTAについては、2006年3月に物品とサービスの分野を対象とした交渉開始に合意、2006年9月に交渉を開始し、2009年3月までに2回の正式会合と4回の中間会合が実施された。しかし同年7月に、GCC側の要請により交渉が延期されている。

#### (e) 日韓 EPA（交渉中断）

日韓EPAは、2003年12月に交渉を開始したものの、2004年11月以降事実上中断している。その後、2008年の韓国大統領の就任を機に、日韓の両首脳間レベルで、交渉再開に向けた動きが見られるようになり、まず、2008年から2010年にかけては実務者レベルでの協議が行われた。2011年10月に総理と韓国大統領の間で行われた首脳会談では、交渉再開に必要な実務的作業を本格化させることで合意したが、現在まで交渉再開には至っていない。